

○法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十五年九月十三日内閣府・法務省告示第二号）

一部改正 平成二六年一月二二日内閣府・法務省告示第二号

一部改正 平成二九年三月一五日内閣府・法務省告示第二号

一部改正 平成三一年一月一八日内閣府・法務省告示第一号

一部改正 令和四年三月三日内閣府・法務省告示第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を次のように定める。

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

（定義）

第一条 この告示で使用する用語は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」とい

う。）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）で使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一 「特定伝統料理海外普及事業」とは、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、当該地域活性化総合特別区域内において特定伝統料理（当該地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。以下同じ。）の提供に係る事業を営む者と連携して行う当該特定伝統料理の海外への普及を図る事業をいう。

二 「特定調理活動」とは、本邦の公私の機関との契約に基づいて調理に関する技能を要する特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動（当該機関の地域活性化総合特別区域内に所在する入管法第七条の二第一項の証明書により特定された事業所において行うものに限る。）をいう。

三 「特定伝統料理の適格指導者」とは、申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関に所属する常勤の職員であつて、特定伝統料理について五年以上の経験を有し、かつ、適正に特定伝統料理に関する指導を行う能力を有する者として指定地方公共団体の長の確認を受けている者をいう。

四 「特定伝統料理の指導責任者」とは、特定伝統料理の適格指導者であつて、外国人が特定調理活動を行

行う事業所ごとに置かれる特定伝統料理の指導に関する責任者をいう。

(入管法別表第一の五の表の下欄に掲げるものとして法務大臣があらかじめ定める活動に係る特例)

第二条 指定地方公共団体が、特区法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定伝統料理海外普及事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人であつて、次の各号のいずれにも該当するものから、特定調理活動を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合及び当該外国人が入管法第七条の二第一項の証明書（特定調理活動を指定された入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格に係る証明書に限る。）を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合においては、特定調理活動を、入管法第七条第一項第二号の規定に基づき、入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動で法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものとみなす。

一 申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当していること。

イ 特定伝統料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を他の公私の機関と連携

して行っていること。

ロ 次のいずれかに該当していること。

- (1) 申請人が国籍又は住所を有する国において所属する公私の機関（以下「海外の所属機関」という。）との間で、次の事項について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること。
 - (i) 申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること。
 - (ii) 申請人が帰国後、海外の所属機関の業務に復職すること。
 - (iii) 本邦において従事する特定調理活動について本邦の公私の機関と申請人とが雇用契約を締結すること。
- (2) 申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。
 - (i) 申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること。
 - (ii) 申請人が帰国後、特定伝統料理等を提供する飲食店営業を営むこと。

(3) 申請人が「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」（平成二十八年四月一日付け二十七食産第六千九十四号農林水産省食料産業局長通知）に基づき「実務経験が概ね二年程度の者（ゴールド）」又は「日本料理学校等の卒業生又は実務経験が概ね一年程度の者（シルバ―）」の認定を受けている場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。

(i) 申請人が認定を受けた知識及び技能を活用して特定伝統料理を修得すること。

(ii) 申請人が帰国後、特定伝統料理を世界へ発信すること。

ハ 申請人が特定調理活動を行うための受入れ環境の整備等に関して指定地方公共団体が策定し法務大臣に報告した次の事項を含む実施要領を適正に実施することができるものとして当該指定地方公共団体に指定されていること。

- (1) 特定伝統料理を修得するための計画及び施設に関する事項
- (2) 特定伝統料理の修得状況の評価に関する事項

- (3) 在留中の住居の確保に関する事項
 - (4) 長期休暇の取得に関する事項
 - (5) 特定伝統料理の適格指導者の確保並びに特定伝統料理の指導責任者及び生活指導員の選任に関する事項
 - (6) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
 - (7) 申請人との面接及び申請人からの相談への対応に関する事項
 - (8) 申請人の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置（申請人が帰国旅費を支弁できない場合に指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項
 - (9) 特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置（特定調理活動の継続のために指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項
- ニ 特定伝統料理を修得するための期間を五年以内としていること。
- ホ 特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり六人以内としていること。
- ヘ 一事業所当たりの特定調理活動を行う者の数が特定伝統料理の適格指導者の数を超えないこと。

ト 過去三年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

二 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ 海外の所属機関又は調理に関する第三者機関の推薦又は説明により、調理における技能を有し、素行が善良であると認められること。

ロ 特定伝統料理を修得する意思及び帰国後、特定伝統料理を世界へ発信する意思を有すること。

ハ 特定調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けられること。

附 則（平成二十六年十二月二十六日内閣府・法務省告示第二号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日内閣府・法務省告示第一号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和四年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行前に申請された出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第七条の二

の規定による証明書の交付に係る入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件第二条各号列記以外の部分の規定により、入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動で法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものとみなされるものに限る。次条において同じ。）については、なお従前の例による。

第三条 この告示の施行前に入管法第七条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書又は査証を受けた旅券を所持しこの告示の施行後に入管法第六条第二項の申請を行った者に係る入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動については、なお従前の例による。